

F A X案内 R6. 1. 31 (1/2)

(一社)石川県自動車整備振興会

取り急ぎF A Xにてご案内致します。本日、車検証等の再伸長の公示がなされました。

※ 対象地域が変更され、金沢市、加賀市は本年2月9日までの伸長をもって伸長措置は終了し、通常通りとなります。

「使用の本拠の位置」が内灘町以北であって車検証の有効期間が令和6年1月1日～3月31日までの自動車は引続き今年の4月1日まで運行することが出来ます。

対象地域における継続検査(車検)申請による有効期間更新の取扱いは以下の通りとなりますのでご留意下さい。

■元の有効期間を満了し、令和6年1月31日～2月29日の間に更新手続きを申請した場合、次回車検満了の日は1年又は2年後の申請日の前日となります。(注: 4月1日にはなりません。)

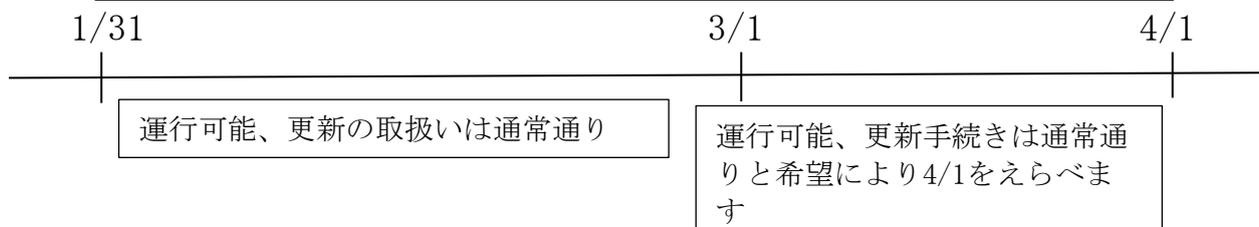
■対象地域の車であって、令和6年3月1日以降に更新手続きを申請する際に4月1日までの満了の日を希望することが出来ます。

■新車初回車検で免税(重量税0円)の車は車検満了の日から15日を経過すると免税が受けられません(重量税が掛かります)。

この場合、車検伸長を希望すると元の満了の日を4月1日と読み替えますので、あらためて免税(重量税0円)として取り扱われます。

※(車検証備考欄を確認し、該当する車は伸長の希望を申出下さい。)

車検有効期間を満了し免税(重量税0円)の車は伸長の希望を申出下さい。



全会員にF A X送信しておりますが、F A Xが届かない事業場が能登地区に多数ありますので、可能であれば近隣その他連絡の取れる事業場にご連絡のご協力をお願い致します。(振興会ホームページにも掲載しております。)

公 示

令和6年能登半島地震の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、4. 対象地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年3月31日までのものは、令和6年4月1日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示に基づき、4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年3月31日までのものは、令和6年4月1日をもって満了するものとする。
3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年6月14日法律第85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示に基づき、4. 対象地域に使用の本抛の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年3月31日までのものは、令和6年4月1日をもって満了するものとする。

4. 対象地域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

令和6年1月31日

取り急ぎFAXにて、ご案内致します。
本日、車検証有効期間の再伸長の公示がなされました。(案内1/2もご覧下さい)
※対象となる地域が、変更されております。

北陸信越運輸局 石川運輸支局長

